

児童と別居している方の提出書類について

現況届提出時には、児童の監護状況等の確認のために、必要に応じて追加書類の提出をお願いしています。

以前に、児童と別居している旨の申し出があり、別居に関する書類を提出いただいている方については「別居監護申立書」を同封しています。ご記入のうえ「現況届」と共に同封の返信用封筒にて提出してください。

なお、令和3年6月1日時点で、児童と同居(受給者と児童の住民登録地が同じ)している場合は「別居監護申立書」の提出は必要ありません。

また、別居中の児童を監護していない場合は、早急に消滅届を提出してください。

児童の住民登録地	必要書類等
横浜市内 横浜市外	○「別居監護申立書」 ※児童の住民登録地が市外で、マイナンバーを利用した <u>情報連携によって住民票情報を取得できない場合は、住民票(続柄の省略のないもの)の提出を後日お願いする場合があります。</u>
日本国外	国外に居住する児童は、児童手当の支給対象ではありませんが、その理由が児童手当法等で規定する「留学」に該当するときは手当を受給できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

<お問い合わせは>

横浜市こども青少年局 こども家庭課手当給付係 児童手当専用ダイヤル	電話：045-641-8411 〔受付時間：月～金(休日を除く) 9:00～17:00〕 FAX：045-641-8412
---	---